

学生諸君へ《定期試験受験者心得》

- 1 受験の際は、定刻前に指定された試験教室に入ること。
- 2 試験教室では1名おきに着席すること。但し、着席位置が決められている試験教室では、必ず所定の位置に着席すること。
- 3 筆記用具・学生証・時計および持ち込みを許可されている資料以外の所持品は、机の中の私物もすべて鞆にしまうこと。また、携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の電源を切ったうえで鞆にしまうこと。またこれらを時計として使用しないこと。
- 4 受験の際は、学生証（科目等履修生は、科目等履修生証）を携帯し、机上の見やすい位置に置くこと。なお、学生証を忘失した者は、試験開始前に、証明書自動発行機にて、当日限り有効な「仮学生証」の発行を受けること（科目等履修生、他キャンパス受験で証明書自動発行機が動いていない場合は資格課程事務室で発行）。
- 5 試験開始20分以後の遅刻者は入室を認めない。また、開始後30分間は退室を認めない。
- 6 退室は、試験開始後30分以降50分まで認めることとする。
- 7 答案作成上の注意
 - (1) 試験監督が配布した解答用紙以外は使用しないこと。
 - (2) 答案は特に定めのない限り、ペン（黒または青）もしくは鉛筆で記入すること。
 - (3) 解答用紙は書き損じ等があっても、再交付しない。
 - (4) 解答用紙には、学部・学年・組・番号・氏名等の所定事項を必ず記入すること。番号及び氏名のない答案は無効とする。
 - (5) 解答用紙は必ず本人が提出すること。
- 8 受験に際し、一切の不正行為を行わないこと。不正行為を行った者は、停学の懲戒処分を受ける。
- 9 その他試験教室においては、試験監督者の指示に従うこと。
- 10 資格課程の定期試験については、再試験は行わない。ただし、やむを得ない理由で欠席した場合に限り、担当教員の判断により再試験等を行うことがある。当該試験日を含めて一週間以内（例：当該試験日が水曜であれば次週の火曜まで）に欠席理由を証明する書類を添えて特別試験受験願を資格課程事務室に提出すること。

以 上

2025年7月 資格課程事務室